

平成22年9月16日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 に対する意見募集の結果

総務省においては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見の募集について、平成22年7月17日（土）から平成22年8月15日（日）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、以下のとおり、1件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1 背景

今般、特定屋外タンク貯蔵所（容量1,000kl以上の屋外タンク貯蔵所）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量500kl以上1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所）の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、当該タンクの設置許可等に係る手数料の標準額を引き下げる改正を行うものです。

2 意見募集の結果

上記1の政令案の概要について、平成22年7月17日（土）から平成22年8月15日（日）までの間、意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令の公布

上記1の政令は、公表した案に基づいて定められ、8日付で公布されました。

（連絡先）自治財政局調整課
（担当：谷合補佐、南里主査）
電話：03-5253-5618
FAX：03-5253-5620

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>手数料を引き下げるとのことだが、まだまだ高すぎる。検査の実費にかかわらず、もっと手数料を下げてもいい。</p>	<p>手数料は、特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴する料金であることから、その額は実費等を勘案して定めることとされており、今回、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、手数料の標準額を引き下げることとしたものです。</p> <p>なお、現在、消防行政に係る講習、検査、検定等についても、受講（受検）者の負担軽減の観点から幅広く検討を行っているところです。</p>